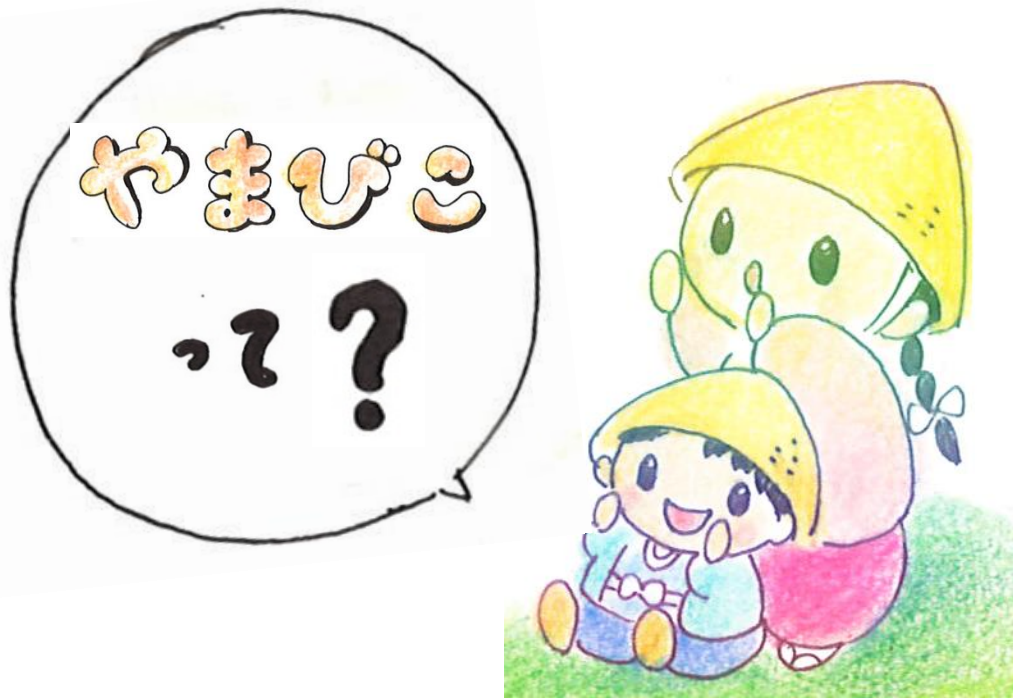


令和6年度

草津市立教育研究所教育相談事業

# やまびこ教育相談室の手引き



## 草津市立教育研究所

<やまびこ青地教室>

〒525-0041 滋賀県草津市青地町 1086 番地 (草津市立教育研究所内)

TEL 077-563-1270 FAX 077-563-0117

<やまびこ上笠教室>

〒525-0028 滋賀県草津市上笠四丁目 3 番 17 号

TEL 077-596-5985 FAX 077-596-5525

# 目次

I	目的	1
II	事業内容	1
1	教育相談	1
2	やまびこ教室	2
3	学校支援	3
4	その他	3
5	教育相談関係図	4
6	教育相談の流れ	5
7	やまびこ入室までの流れ	6
8	やまびこ教室に関する書類	7
	個人安全カード	8
	令和6年度 やまびこ入室について	10
	草津市やまびこ教育相談事業実施要綱	11
	様式第1号 やまびこ入室申込書	13
	様式第2号 やまびこ入室検討結果通知書	14
	様式第3号 やまびこ終了通知書	15
	様式第4号 やまびこ停止通知書	16
	様式第5号 やまびこ出席状況報告	17

## I 目的

- ・不登校および不登校傾向のある幼児児童生徒とその保護者への教育相談を行う。
- ・不登校および不登校傾向等の問題解決に向けて、学校支援を行う。
- ・やまびこ教室において、保護者・学校・関係機関と連携を取りながら、通室する児童生徒に応じた教育的活動を通して集団適応力をつけ、学校復帰および社会的自立に向けての活力を高める。
- ・不登校等の教育相談に関する調査研究と資料提供を行う。

## II 事業内容

### 1 教育相談

#### (1) 電話相談

##### ア 目的

不登校および不登校傾向にある幼児児童生徒やその保護者の悩みや不安を電話で対応する。また、必要に応じて来室相談につなぐ。

#### (2) 来室相談

##### ア 目的

不登校および不登校傾向にある幼児児童生徒やその保護者の悩みや不安に対して教育相談を行い、来室相談者が自分自身を見つめなおし、自己解決できるように支援する。

##### イ 内容

1回につき1時間程度の定期または不定期（予約制）の相談を行う。

#### (3) 相談の案内

##### ア 曜日と時間

月～金曜日 9：00～17：00  
(祝日を除く) (\*金曜日は14：00まで)

##### イ 対象者

市内に在住する幼児児童生徒およびその保護者等

## 2 やまびこ教室

### (1) 目的

やまびこ教室に児童生徒が通うことで、1日の生活リズムを整え、小集団での活動体験を通して協調性や集団の中で過ごせる力をつけるとともに、家庭・学校・関係機関との連携を密にし、学校復帰および社会的自立につながるよう支援する。

### (2) 内容

- ・一日の生活リズムを整える。
- ・ゆとりのある時間の中でエネルギーを高め、個に応じた目標をもたせて活動や学習に取り組む。
- ・小集団活動を通して、コミュニケーション能力を高める。

### (3) 主な活動

- ・グループでの遊びやゲーム
- ・文化活動（読書、創作など）
- ・教室外活動（体験活動など）
- ・自主学习、本人・保護者面談

### (4) 開室の期間および曜日と時間

- ・期間 学期ごとに定める
- ・曜日 月・水・木・金曜日（\*火曜日は学校登校日、祝日を除く）
- ・時間 9：30～15：00（\*金曜日は14：00まで）

### (5) 対象者

- ・心身の不調による不登校およびその傾向があり、市内に在住し、保護者による送迎が可能な小・中学生（中学生のみ自転車や公共機関を使って、自力で通える場合は通室を認める。）

### (6) 通室する児童生徒在籍校との連携

- ・児童生徒の在籍校と必要に応じて連携する。
- ・毎月の出席状況等を在籍学校長に伝える。
- ・児童生徒の学校関係者等との面談による情報共有を各学期1回程度行う。

### (7) その他

- ・通室に当たっては、保護者の責任において事故防止に配慮する。
- ・通室に必要な教材費、交通費等はそのつど集金する。
- ・通室時の服装は自由とする。
- ・「やまびこ」に関する書類の提出を求める。（7ページ参照）

### 3 学校支援

#### (1) 学校連携・ケース会議

##### ア 目的

不登校等問題についての情報提供や助言を行い、早期解決をめざす。

##### イ 内容

- ・校長の要請に応じてケース会議等に参加し、情報提供を行い、教育相談に関わる支援を行う。
- ・教育相談や やまびこ教室での児童生徒、保護者の状況について、所属校（園）との情報共有を行い見立てと対応を明確化する。

##### ウ 曜日と時間

月～金曜日 9：00～17：00  
(祝日を除く) (\*金曜日は14：00まで)

##### エ 対象

- ・小中学校等 \*就学にかかわる幼児の相談を含む
- ・ケース会議は事前に校長より申し込みをする（各学校指定様式）

#### (2) 教育相談主任会への参画

市内教育相談に関する情報を収集するとともに、やまびこ教育相談室の現状を伝え、必要に応じ助言を行う。

#### (3) 小中学校生徒指導主事・主任会、問題行動対策委員会、要保護児童対策地域協議会への参加

市内小中学校の問題行動や厳しい家庭状況の児童生徒の状況について情報収集を行い、やまびこ教育相談室の情報提供を行う。

### 4 その他

#### (1) 他機関との連携

ア 教育相談に関して、他の専門機関との連携を図る。

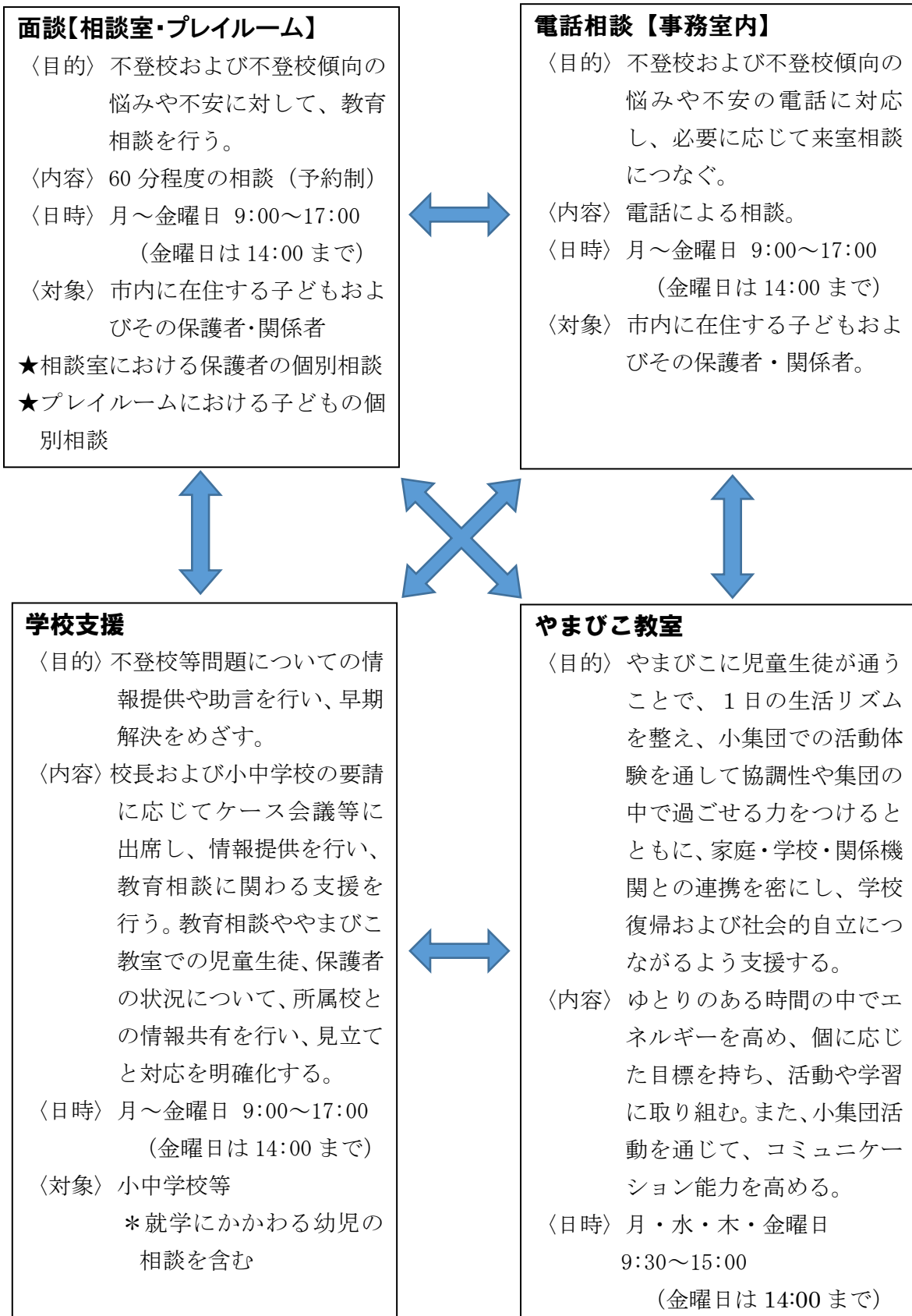
イ 下記の連絡協議会等への参加と協力を行う。

- ・近畿地区教育研究（修）所連盟 生徒指導・教育相談部会
- ・湖南地域スクーリング・サポート・ネットワーク推進協議会
- ・県内教育研究所協議会
- ・滋賀県教育支援センター（適応指導教室）連絡協議会
- ・その他必要と認められる会議等

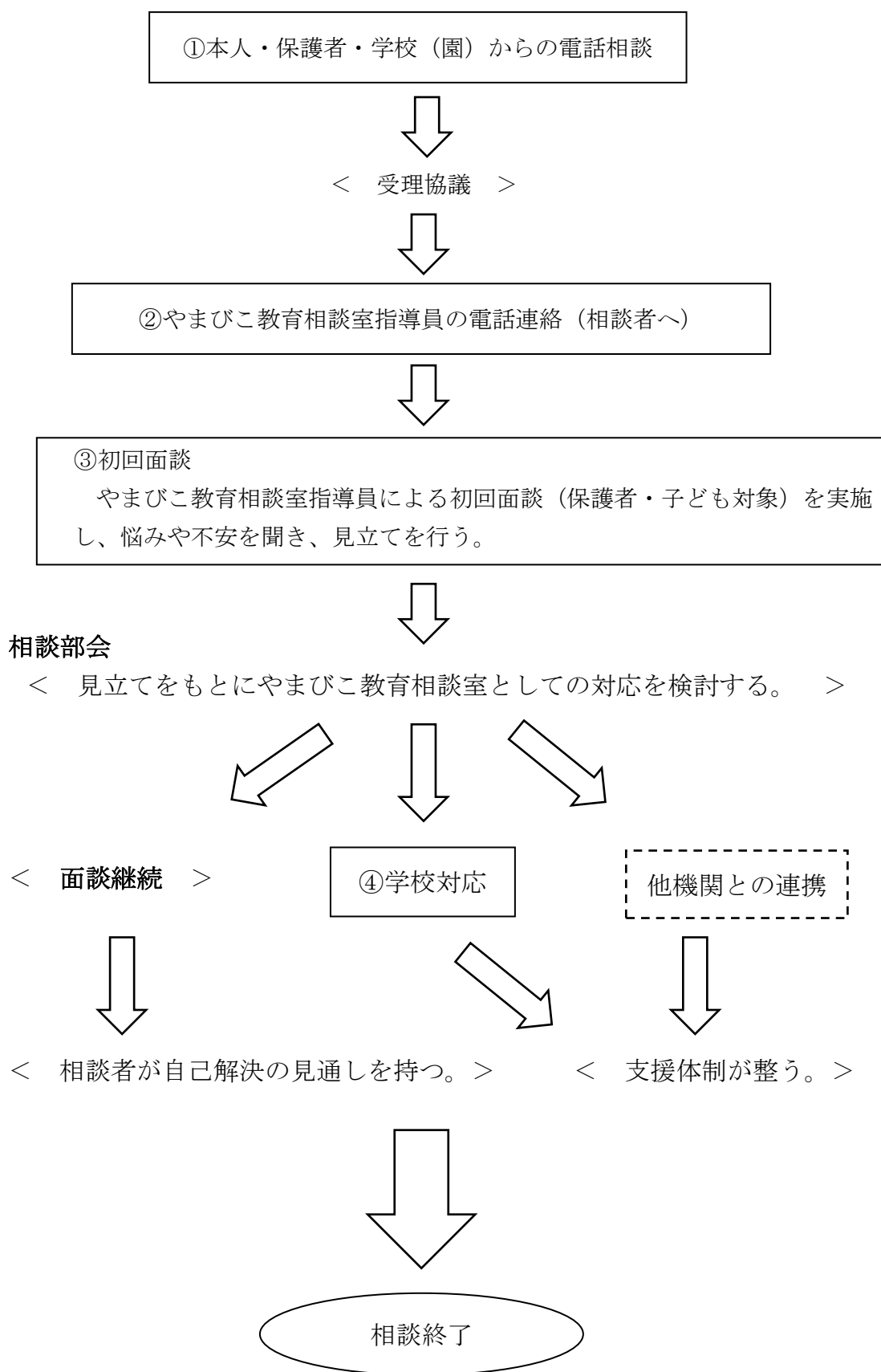
#### (2) 蔵書の紹介と貸出

#### (3) 児童生徒の来所途上、教育相談およびやまびこ教室計画に基づく活動中のけがについては、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」で対応するものとする。

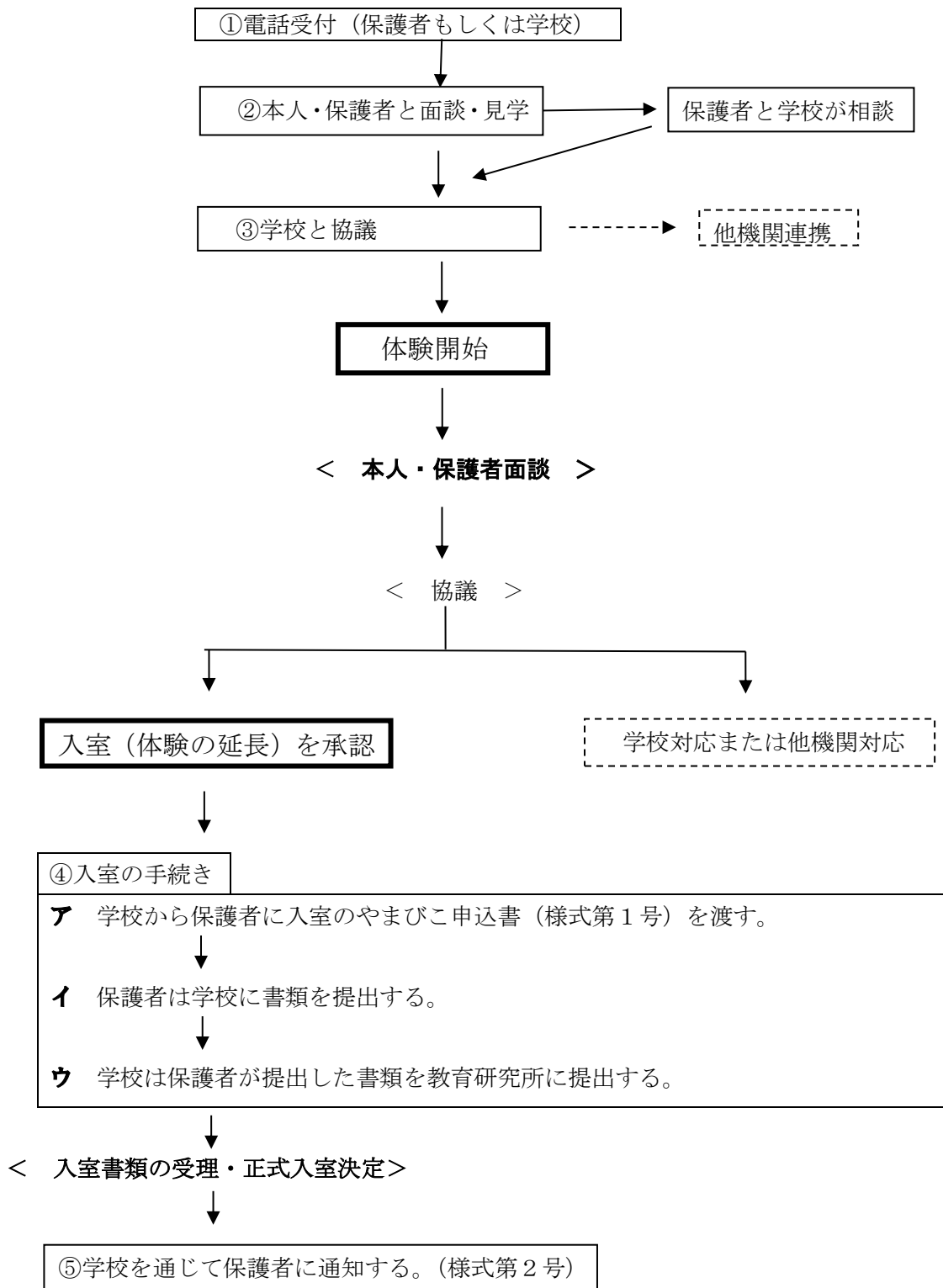
## 5 教育相談関係図



## 6 教育相談の流れ



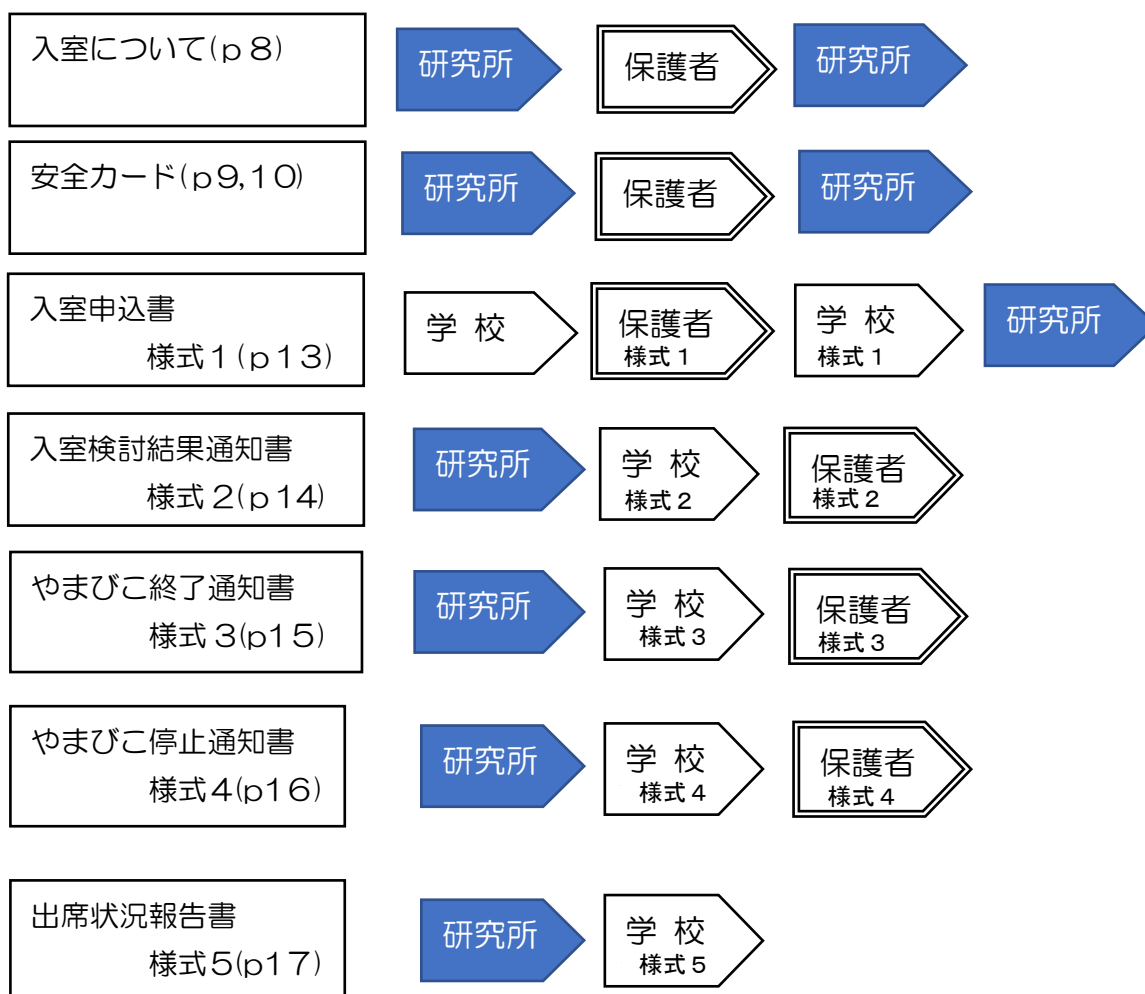
## 7 やまびこ入室までの流れ



※やまびこ教室での諸活動とあわせて児童生徒及び保護者との面談を実施



## 8 やまびこ教室に関する書類



①原則として入室は当該年度末（やまびこ終了日）までとする。

状況により継続も可能である。継続の場合は年度初めに再度申し込みを行う。

②書類のやりとりは「親展」扱いとし、プライバシーの保護に充分留意すること。

各様式については市内共有フォルダ public の電子データを活用ください。

public → ★様式 → 教育研究所 → やまびこ教育相談室 → やまびこ教室

## 令和6年度 やまびこ教室入室について

### 1 目的

やまびこ教室は、学校・保護者・関係機関と連携しながら学校復帰および社会的自立につながるよう支援するための教室です。

### 2 内容

- ・集団活動を基本とします。
- ・各自の意欲と状況に基づいた自主的な学習への支援を行います。
- ・毎週火曜日は学校登校日なので、やまびこ教室は休室になります。

### 3 入級に必要な書類 **書類を提出してください**

- ・個人安全カード

### 4 遵守事項等 **※下記が遵守されない場合は、入室を中止します。**

- ・やまびこ教室への入級は、保護者を含む家族の同意が必要です。
- ・欠席の場合は、連絡を必ず入れること。(☎青地 077-563-1270 上笠 077-596-5985)
- ・指導員の許可なく教室、および建物から出て行かないこと。
- ・故意に教室内の物品、掲示物等を傷つけないこと、また持ち帰らないこと。
- ・他の児童生徒やその他の者へ怪我をさせるような行為、暴力を行わないこと。
- ・他の児童生徒に迷惑をかけるような行為や大声、大きな音をたてないこと。
- ・携帯電話の使用や必要のない物の持ち込みをしないこと。
- ・小学生は保護者が送迎すること。
- ・中学生は保護者の責任のもと、自分で通室することも可能とする。
- ・通所の際は、届け出た経路を通り、寄り道をしないこと。
- ・指導員やその他の職員の指示や指導に従うこと。

### 5 教育相談について

月に1回程度、子ども・保護者との教育相談を行います。

### 6 在籍校・関係機関との連絡について

- ・やまびこ教室と学校は情報を共有します。また、必要に応じて関係機関と連携します。
- ・在籍校の教員が児童生徒の様子をみるため、やまびこ教室を訪れ活動に参加することがあります。

**上記の事項について了承の上、入室書類を提出します**

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 学校 年 組 児童生徒名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_ (自筆)

## 個人安全カード

草津市立教育研究所

やまびこ教室

本個人安全カードは、やまびこ教室で児童生徒の安全管理に役立てる目的のみに使用します。

ふりがな		性 別	男 ・ 女
児童生徒名		在籍校	学校
生年月日	年 月 日生	血液型	A B AB O
			RH - +
ふりがな		現住所	草津市
保護者名			電 話

◇緊急連絡先《緊急に連絡を取る場合の連絡先（携帯電話等）を複数ご記入ください》

連絡 順	名 前	連絡先<携帯 ・ 職場等>	電話番号	児童生徒 との関係	備 考
①					
②					
③					

◇体質 《該当する答えに○印をつけ、ある場合は詳しくお書きください》

1 心臓・腎臓の病気	ない	ある 病名 ( ) 配慮事項 ( )
2 てんかん発作	ない	ある 発作時の対応 ( )
3 アレルギー	ない	ある 病 名 ( )
4 薬によるアレルギー	ない	ある 薬名 ( )
5 食物によるアレルギー	ない	ある 食物名 ( )
6 服用または使用している薬	ない	ある 薬名 ( ) 飲み合わせ・食べ合わせの悪い食材 ( )
7 その他・気になる症状	ない	ある ( )

◇自宅より「やまびこ（青地・上笠）教室」までの経路

(自宅から「やまびこ（青地・上笠）教室」まで  
徒歩・自転車・自家用車・バス でおよそ 分)

## 草津市やまびこ教育相談事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、草津市立教育研究所設置条例（昭和55年草津市条例第7号）第4条の規定に基づき、市内の不登校児童生徒を対象に教育相談および適切な支援を行うことにより、集団適応力を身につけ、学校復帰および社会的自立に向けた支援をすることを目的として行う、草津市やまびこ教育相談事業（以下「教育相談事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(教室の名称および位置)

第2条 教室（教育相談事業を実施する場所をいう。以下同じ。）の名称および位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 やまびこ青地教室  
位置 草津市青地町1086番地 草津市立教育研究所内
- (2) 名称 やまびこ上笠教室  
位置 草津市上笠四丁目3番17号

(事業)

第3条 教育相談事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 教育相談に関すること。
- (2) 児童生徒の指導および支援に関すること。
- (3) 学校等関係機関との連携に関すること。

(対象者)

第4条 この教室に入室することができる者は、心身の不調による不登校およびその傾向があり、市内に在住し、原則として、保護者による送迎が可能な児童または生徒とする。

(開室日および閉室日)

第5条 教室の開室日は、別表に定めるとおりとする。

2 教室の閉室日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 草津市の休日を定める条例（平成2年草津市条例第2号）に規定する休日
- (2) 前号に掲げるもののほか、草津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定した日

(入室の申請)

第6条 教室への入室を希望する児童生徒の保護者は、やまびこ入室申込書（別記様式第1号）により、当該児童生徒が在籍する学校長を通じて、草津市立教育研究所（以下「研究所」という。）に申請するものとする。

(入室の審査)

第7条 教育研究所長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、これを審査し、やまびこ入室検討結果通知書（別記様式第2号）により、学校長を経由して当該児童生徒の保護者に通知する。

(支援の終了)

第8条 教育研究所長は、教育支援が終了したと認められるとき、やまびこ終了通知書（別

記様式第3号)により、学校長を経由して当該児童生徒の保護者に通知する。

(支援の停止)

第9条 教育研究所長は、教育支援が停止したとき、やまびこ停止通知書(別記様式第4号)により、学校長を経由して当該児童生徒の保護者に通知する。

(出席の報告)

第10条 教育研究所長は、通室している児童生徒の出席状況について、やまびこ出席状況報告(別記様式第5号)により学校長に報告する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

名称	開室日	開室時間
教育相談	月曜日から金曜日まで	午前9時から午後5時まで。ただし、金曜日は午後2時までとする。
教育支援	月曜日および水曜日から金曜日まで。	午前9時30分から午後3時まで。ただし、金曜日は午後2時までとする。
学校支援	月曜日から金曜日まで	午前9時から午後5時まで。ただし、金曜日は午後2時までとする。

別記

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

草津市立教育研究所長 様

保護者名 (自筆)

やまびこ入室申込書

やまびこ（青地・上笠）教室に入室したいので、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

児童生徒	住 所	〒 草津市
	ふりがな	
	名 前	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	在 籍 校	学校 年 組（担任： ）
保護者	ふりがな	
	名 前	
	電話番号	
入室したい理由		

年 月 日

草津市立教育研究所長 様

当校も入室することが適当と考えますので、上記申込書により申請します。

草津市立 学校  
校長 印

草教委研第 号  
年 月 日

様

草津市立教育研究所  
所長 印

やまびこ入室検討結果通知書

年 月 日付けで申請のありました、やまびこ（青地・上笠）教室の入室について、下記のとおり決定しましたので、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第7条の規定により、通知します。

記

児童生徒名	
入室検討確認	<p><input type="checkbox"/> やまびこ（青地・上笠）教室への入室を承諾します。</p> <p><input type="checkbox"/> 受入対象者ですが、現在、受入枠に余裕がないため、直ちに受入れることができません。受入可能となり次第ご連絡いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 現在の状況（別室登校・保健室登校など）を継続する方が適切と思われる。</p> <p><input type="checkbox"/> 他の相談機関の方が適切と思われる。 他機関名（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 当分の間、経過を観察した方がよいと思われる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
備考	「学校に通い始めた」「別の相談機関に通い始めた」等、状況の変化があった場合は速やかに連絡してください。



様式第3号（第8条関係）

草教委研第 号  
年 月 日

様

草津市立教育研究所  
所長 印

やまびこ終了通知書

やまびこ（青地・上笠）教室に通室している下記児童生徒について、教育支援が終了しましたので、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第8条の規定により、通知します。

記

終了日	年 月 日
児童生徒名	
終了理由	<input type="checkbox"/> 教育支援および継続面接相談などの結果、再登校できるようになったので通室を終了します。 <input type="checkbox"/> 年度末のため、一旦終了とします。通室の継続を希望される場合は、在籍する学校と十分協議のうえ再度通室の申請をしてください。 <input type="checkbox"/> 卒業のため、終了します。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考	

様式第4号（第9条関係）

草教委研第 号  
年 月 日

様

草津市立教育研究所  
所長 印

やまびこ停止通知書

やまびこ（青地・上笠）教室に通室している下記児童生徒について、教育支援を停止しましたので、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第9条の規定により、通知します。

記

停止日	年 月 日
児童生徒名	
停止理由	
備考	

様式第5号（第10条関係）

草教委研第 号  
年 月 日

草津市立 学校長 様

草津市立教育研究所  
所長 印

やまびこ出席状況報告

やまびこ（青地・上笠）教室に通室している下記児童生徒の出席状況について、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第10条の規定により、報告します。

記

第 学年 名前 \_\_\_\_\_

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
曜																
出席																
日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜																
出席																
備考	年 月分															

出席日数	日
------	---